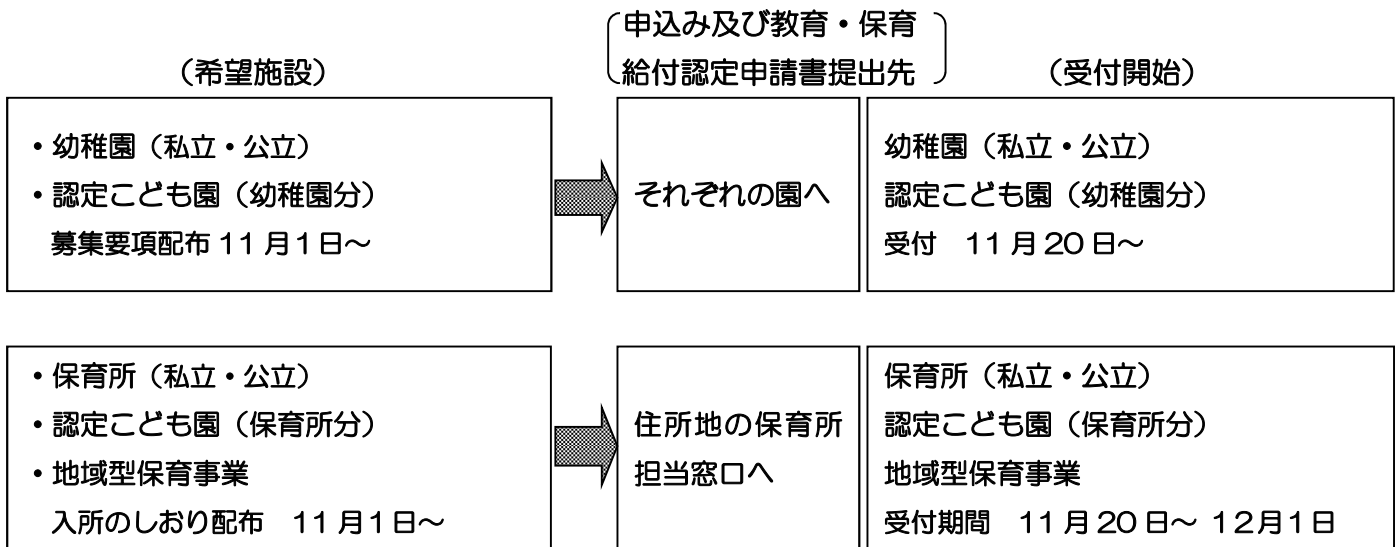




令和6年度 幼稚園・認定こども園・保育所 入園・入所のしおり

★新年度の入園・入所手続きについて



保育所担当窓口（入所関係）（R5.4.1現在）

水沢	保育こども園課 幼保支援係	電話：34-1634
江刺	江刺総合支所 健康福祉グループ	電話：34-2530
前沢	前沢総合支所 市民福祉グループ	電話：34-0277
胆沢	胆沢総合支所 健康福祉グループ 〔健康増進プラザ悠悠館内〕	電話：46-2977
衣川	衣川総合支所 市民福祉グループ	電話：34-2367

制度に関する問合せ（幼稚園・保育所担当窓口）

保育こども園課 幼保支援係 電話：34-1634

（R5.11.1現在）

1 子ども・子育て支援制度について

子ども・子育て支援制度では、施設の利用を希望している場合、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

市内のいずれの幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業を利用する場合にも「教育・保育給付認定」が必要です。また、施設より「重要事項説明」を受け、承諾してからの入園となります。

2 幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育事業とは

施設・事業 (対象児童)	内容や特徴	利用時間	利用できる 保護者	
幼稚園 (満3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるため、遊びを中心とした幼児期の教育を行う施設	昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動（一時預かり）などを実施	制限なし	
認定こども園 ＜幼稚園分＞ (満3歳～5歳児)	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設			
認定こども園 ＜保育所分＞ (0歳～5歳児)				
保育所 (0歳～5歳児)	就労などのために家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯など家庭で保育のできない保護者	
地域型保育事業 (0歳～2歳児)	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業			
	事業所内保育			会社に併設した保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
	小規模保育			少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
家庭的保育	少人数（定員1～5人）を対象に、一人ひとりにきめ細かな保育を行います。			

★認定こども園は4種類あります（市内の認定こども園は、幼保連携型又は幼稚園型）。

幼保連携型認定こども園	幼稚園と認可保育所をあわせもつ施設
幼稚園型認定こども園	幼稚園と保育所機能をあわせもつ施設
保育所型認定こども園	幼稚園機能と認可保育所をあわせもつ施設
地域裁量型認定こども園	幼稚園機能と保育所機能をあわせもつ施設

※認定こども園によっては、3歳未満のお子さんを預からない園もあります。

3 「教育・保育給付認定」について

幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するには、利用資格の認定を受ける必要があります。これを「教育・保育給付認定」といいます。次の3つの認定区分が設けられ、区分に応じて利用先が決まります。市では、新規で施設利用を希望する場合、基本的に教育・保育給付認定手続きと利用申込みを同時に行います。

	認定区分	対 象	利用施設	給付の内容
満3歳以上	1号認定	幼稚園での教育を希望する場合	幼稚園・認定こども園 (幼稚園分)	教育標準時間
	2号認定	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園 (保育所分)	保育の必要量により「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。
満3歳未満	3号認定		地域型保育事業	

● 2号、3号認定にあたって

認定を受けるには、下表にある事由のいずれかに該当することが必要です。

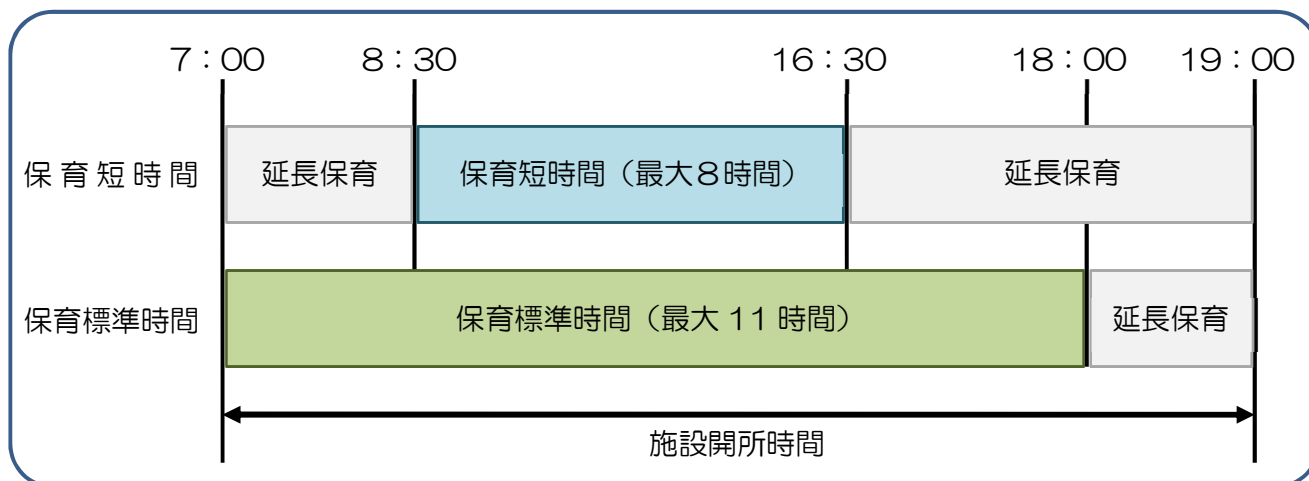
保育を必要とする事由	内 容	保育時間
(1) 就労	月64時間以上120時間未満の就労をしている場合	短時間
	月120時間以上の就労をしている場合	標準時間
(2) 妊娠・出産	母親が妊娠中または出産間もない場合 (出産予定日のおよそ6週間前の日の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)	標準時間
(3) 保護者の疾病・障がい	病気、ケガ、心身に障がいがあるために保育が困難である場合	標準時間
(4) 介護・看護	同居の親族を常時介護・看護している場合	標準時間
(5) 災害復旧	災害の復旧にあたっている場合 自然災害などにより家屋が損傷し、復旧の間保育が困難である場合	標準時間
(6) 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合 (入所期間は2か月間限定とする。)	短時間
(7) 就学(職業訓練含む)	学校、職業訓練校などに通っている場合	標準時間
(8) 虐待・DV等	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
(9) 育児休業取得中の継続在園	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合 (入所期間は最長1年間とする。)	短時間
(10) その他	その他、上記に類する状態として市長が認める場合	標準時間

保育時間については、保育の必要量によって「標準時間(最大11時間)」と「短時間(最大8時間)」の2種類に区分されます。なお、市内の各園における保育短時間の利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。(ひがし幼稚園は午前7時30分から午後3時30分まで、

聖愛ベビー★るーむは午前8時から午後4時まで。)

月途中で保育時間の認定を変更することはできません。例えば、保育短時間の認定を受けている求職活動中の保護者が、月途中で就労し保育短時間の利用時間を超える保育を必要とする場合、その月内は延長保育となり別料金が発生します。

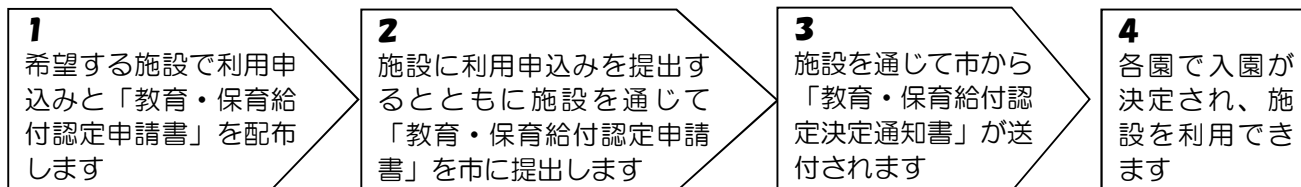
<保育時間 イメージ> ※各施設により保育時間、施設開所時間が異なります。



4 教育・保育給付認定手続きの流れ

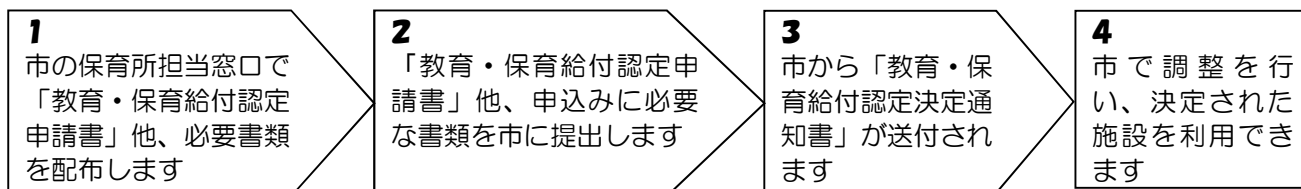
幼稚園・認定こども園（幼稚園分）を利用希望の場合 【1号認定】

①市内施設の利用を希望する場合



②市外施設の利用を希望する場合は、保育こども園課にお問い合わせください。

保育所・認定こども園（保育所分）・地域型保育事業を利用希望の場合 【2号・3号認定】



★認定事務が集中し審査に時間を要することから、教育・保育給付認定決定通知書の発行に期間を要します。ご了承ください。

★従来交付していた「支給認定証」は、平成29年9月11日より任意交付となりました。「支給認定証」の交付を希望する場合は、「支給認定証交付申請書」の提出が必要です。

5 幼児教育・保育の無償化について

- 幼稚園、認定こども園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもに係る保育料が無償となります。
- 無償化の期間は、満3歳になった後（翌年度）の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ただし、幼稚園および認定こども園の1号認定の子どもは、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化の対象となります。0歳から2歳までの子どもに係る無償化は、市民税非課税世帯（B階層）が対象です。

6 保育料について（0～2歳児）

認定こども園、保育所、地域型保育事業の保育料は、保護者の所得状況に応じた金額（基本的に保護者（父母）の市民税所得割額の合計額から決定）となります。

（別紙「令和5年度奥州市保育料金および副食費徴収確認表」参照）

- 保育料は毎年9月に切替となります。4～8月分は前年度の市民税額、9～3月分は当年度の市民税額により保育料が算定されます。
- 年度の途中で3歳となり認定区分が2号認定となったとしても、当該年度の4月1日時点で3歳未満の場合、当該年度中は3号認定での保育料が適用されます。
- 保育料は「利用者負担額（保育料）決定通知書」により別途お知らせします。
- 保育短時間、保育標準時間の区分により保育料が異なります。
- 保護者（父母）の収入が極端に少ない場合及び、ひとり親家庭で親の収入が少ない場合は、同居家族（祖父母など）の収入を合算して算定することがあります。
- 保育料決定後に、確定申告等の修正申告、更正の請求等により税額に変更が生じる場合は、その修正申告書等の控え（写し）を速やかに保育所担当窓口へ提出してください。税額の変更により保育料が減額となる場合は、提出月の翌月の保育料から適用となります。

○ 他市町村から奥州市に転入してきた場合は、次の書類が父母とも必要となります。

〔転入日が令和5年1月2日～〕

令和5年1月1日現在住所地の市町村で発行する「令和5年度所得課税証明書」（写しも可）

〔転入日が令和6年1月2日～〕

上記「令和5年度所得課税証明書」及び令和6年1月1日現在住所地の市町村で発行する

「令和6年度所得課税証明書」（写しも可）

※ただし、令和6年9月以降に入所希望の場合は、「令和6年度所得課税証明書」のみ必要となります。

なお、「令和6年度所得課税証明書」は令和6年6月中旬頃から税務担当窓口で交付可能となります。

- 教育・保育給付認定申請書に父母のマイナンバーが漏れなく記入されている場合、所得課税証明書の提出を省略することも可能です。（場合によっては提出を求める場合もあります。）

- 保育料算定に必要ですので、「教育・保育給付認定申請書」表面の保護者氏名記入欄に、必ず署名をお願いします。

○ 保育料の軽減について

(1) 保護者が現に扶養する子で上から2番目以降の子は無料となります。

※延長保育料は無料の対象にはなりません。

※就職などで兄姉が保護者の扶養から外れ、保護者が扶養している子が2人以下になったときは、無料の対象となりませんので、速やかに届出をお願いします。

(2) 1番目の子についても、保護者の収入が一定基準に満たない世帯やひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯は、保育料が軽減となる場合があります。

<保育料の納付方法>

- ・私立認定こども園、事業所内・小規模・家庭的保育事業については直接施設への支払いとなりますので、施設にお問い合わせください。
- ・公立認定こども園、保育所（私立・公立）については、**原則口座振替**での納付となります。ただし、兄姉が入所中で納付書払いの場合は、納付書払いも可能です。

【納付方法】 保護者の口座から毎月引き落とし

【金融機関】 岩手ふるさと農協、岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、水沢信用金庫、東北労働金庫、岩手江刺農協、ゆうちょ銀行

【振替日】 毎月月末（月末が休日の場合は翌月最初の平日）

従来から口座振替払いをしている世帯は、毎年手続きする必要はありません。変更がない限り、同じ口座から振替します。

【口座振替の申込みが必要な場合】

- ・はじめて入所する場合
- ・兄姉が以前入所していたが既に卒園しており、新たに弟妹が入所する場合
- ・兄姉が公立幼稚園に在園しており、新たに弟妹が保育所に入所する場合
- ・別の口座に変更したい場合
- ・施設の種類が変わる場合（認定こども園から保育所へ転園等）

【申込み方法】

市内各金融機関にある「奥州市公金口座振替依頼書」に必要事項を記入して、口座のある金融機関に直接申込みをしてください。

【口座振替の開始】

金融機関で申込みをした日の翌月以降から口座振替を開始します。

【口座残高不足のとき】

口座が残高不足により保育料の引き落としができなかったときは、後日（振替日の約1週間後）送付する納入通知書で速やかに納付してください。なお、再振替は行っておりません。

- 保育料滞納について

納期限までに保育料が納付されなかった場合、翌月20日前後に督促状を送付します。発送後は、督促状1通につき100円の督促手数料がかかります。

滞納が重なる世帯は、催告書の送付、児童手当の窓口払い、財産調査などの措置をとる場合があります。また、きょうだいの保育所等の入所申込みをする際には、優先順位が下がります。

- 保育料の滞納があるまま離婚された場合

原則、子を引き取った保護者に滞納分を請求しますが、離婚前の保育料は父、母両方に納付義務がありますので、もう一方の親にも請求することがあります。父、母双方が責任を持って保育料を納めてください。

7 副食費について（3歳以上児）

- 副食費の金額は月額が基本となります。（食材は事前に発注していますので、病気等による欠席分の返金は原則行いません。）副食費の金額は施設により異なります。
- 3号認定および年度途中で3歳となり2号認定となった方の保育料には給食費（主食費・副食費）を含みます。

○ 副食費の軽減について

- (1) 保護者が現に扶養する子で上から3番目以降の子に係る副食費は無料となります。

※3人以上の子を扶養していることを確認するため、扶養している子全員（別居している子も対象）の健康保険証の写しが必要となります。入所申込み時に併せて提出してください。（1人でも未提出であれば扶養確認ができないため無料になりません。）なお、健康保険証で扶養が確認できない場合は、別途扶養の確認ができる資料の提出を求めることがあります。

- (2) 保護者の収入が一定基準に満たない世帯やひとり親世帯、障がいのある方がいる世帯は、副食費が無料となる場合があります。

<副食費の納付方法>

- 幼稚園（私立・公立）、私立認定こども園、私立保育所については、直接施設への支払いとなりますので、施設にお問い合わせください。
- 公立保育所、公立認定こども園については、原則口座振替での納付となります。ただし、兄弟が入所中で納付書払いの場合は、納付書払いも可能です。

8 入園・入所申込みについて

◎幼稚園・認定こども園（幼稚園分）

★私立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園分）

入園希望の園から「教育・保育給付認定申請書」及び入園関係の書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、それぞれの（書類を受け取った）園に提出してください。

募集人数、受付期間、一時預かりなど、詳しいことは園に直接お問い合わせください。

★公立幼稚園、公立認定こども園（幼稚園分）

(1)入園資格

3歳児：令和2年4月2日～令和3年4月1日生まれの者

4歳児：平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれの者

5歳児：平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの者

(2)手続き

入園希望の園から「教育・保育給付認定申請書」及び「入園申込書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、入園希望の園に提出してください。（なお、5月以降の新規入園申込みも同様の手続きとなります。）

(3)受付期間

令和5年11月20日（月）～12月1日（金）

※この後も随時受付します。

(4)受付時間及び場所

午前9時から午後4時まで、各園にて受付します。（ただし、土・日・祝日を除く。）

(5)一時預かり（幼稚園型）

利用希望者数等により、一部の園では実施しない場合があります。また、一時預かりを利用する場合は、特別保育料（利用料）を別途徴収します。

ただし、施設等利用給付認定・変更申請手続きを行い、「保育の必要性があることの認定」がされた場合、利用料の一部が無償となります。手続きについては入園決定後、1号認定（幼稚園又は認定こども園）の対象者にご案内します。

◎保育所・認定こども園（保育所分）・地域型保育事業

保育所担当窓口から「教育・保育給付認定申請書」及び入所申込みに必要な書類を受け取り、必要事項を記入のうえ、保育所担当窓口に提出してください。

(1)受付期間

令和5年11月20日（月）～12月1日（金）

※5月以降の入所申込み（新規）は、入所したい月の前月15日まで（土・日・祝日にあたる時は、直前の平日まで）に必要書類を保育所担当窓口提出してください。

(2)受付時間及び場所

午前8時30分から午後5時まで、保育所担当窓口にて受付します。

（ただし、土・日・祝日を除く。）

(3) 申込みに必要な書類

- ①教育・保育給付認定申請書（兼入所（利用調整）申込書） 入所する子1人につき1部
- ②保育所等入所補助票 入所する子1人につき1部
- ③保育を必要とする事由の証明書 父母それぞれの証明書

65歳未満の祖父母が同居の場合は祖父母の証明書も必要。
状況によっては他の同居家族の証明書が必要になることもあります。

保育を必要とする事由	提出書類	証明する人
(1)就労 (9) 育児休業取得中の継続在園	就労証明書…市の様式 農業の場合は農業従事申告書…市の様式	勤務先 農業申告者
(2)妊娠・出産	母子手帳の写し（名前と出産予定日のページ）	
(3)保護者の疾病・障がい	疾病・ケガ…診断書（市の様式）	医師
	身体障がい者…身体障害者手帳の写し 精神障がい者…精神障害者手帳又は療育手帳などの写し ※程度によっては診断書もお願いすることがあります。	
(4)介護・看護	介護申告書…市の様式 ※介護が必要であることが分かる証明書類（障害者手帳、介護保険被保険者証、診断書）の写しを添付してください。	介護・看護者本人
(5)災害復旧	り災証明書、申立書など	
(6)求職活動	求職活動状況申立書（市の様式）など	
(7)就学 （職業訓練含む）	在籍証明書・学生証、職業訓練決定通知の写しなど 通学期間、時間が分かるもの（時間割表、スケジュールなど）の写しも添付してください。 ※特に指定の様式はありません。	
(8)虐待・DV等	状況を確認できる申立書など	

★求職活動を事由とした方について

求職活動を事由として入所した場合、入所月から2か月以内に就労証明書を提出（就労を開始）しなければ退所になります。

★復職する方について

育児休業などからの復職が決まっている方は、早くても復職の1か月前からの入所になります。ただし入所は原則毎月1日入所ですので、入所日は次のようになります。

（例） 10月1日～10月14日復職 ⇒ 9月1日入所

10月15日～10月31日復職 ⇒ 10月1日入所

※入所後、復職の事実を確認するため、就労開始から2～3か月後に勤務実績を記入した就労証明書を再提出していただきます。

★これから育児休業を取得する方について（既に保育を利用している子どもがいる場合）

母親が下の子を出産した後に、1年を超える育児休業を取得する場合は、母親が長期休業になるため、原則として、保育の継続利用はできません。

★雇用期間がある方について

保護者（父母）がパートや臨時採用等で雇用期間が定まっている場合は、雇用期間が更新されましたら、速やかに更新後の就労証明書を提出してください。

★保護者（父母）が退職したとき

入所途中で保護者（父母）が退職したときは、手続きが必要です。次の勤務先が決まっている場合は、その勤務先の就労証明書を提出してください。求職活動を行う場合は、2か月間の有効期間で教育・保育給付認定を行います。求職活動を行わなければ退所となります。

★障がい、アレルギー、支援が必要な子どもについて

心身に何らかの障がいやアレルギーがある場合は、希望先の施設と細かい協議が必要となりますので、必ず申込みのときに詳しい状況をお話してください。

状況によっては、集団生活が可能かどうか病院の診断書を求めたり、児童相談所や市の臨床心理技師の判定などを受けていただく場合もあります。集団生活ができないと診断された子どもは、入所できません。

入所後に障がいや発達の遅れが認められた場合は、保護者と相談した上で対応します。また、補助者が必要なときは、病院の診断や検査をお願いすることがあります。

★入所の決定

保護者の希望と申込書類などに基づき利用調整を行い、「保育の必要性」が高い順に優先して決定します。（認定こども園および地域型保育を希望する2号・3号認定の方は、保育の必要性が高い順に市で利用調整を行い、園で入所決定します。）

居住地域外の保育所の希望も可能ですが、希望者が多い場合は、地域内の家庭を優先します。

きょうだい（卒園児含む）の保育料を滞納している場合は、優先順位が下がります。

4月からの新規入所の場合、入所の可否について3月上旬までに保育所担当窓口から連絡します。決定後、保育所から面接の連絡があります。

5月以降の新規入所の場合、入所の可否について前月25日頃までに保育所担当窓口から連絡します。決定後、保護者から保育所等に連絡のうえ面接日を決めてください。

★市外の保育所等の利用申込みについて

奥州市と保育所等が所在する市区町村の間で協議を行います。利用を希望する場合は、あらかじめ相手先市区町村の受付期間を確認の上、余裕をもって奥州市の保育所担当窓口書類を提出してください。なお、当該市区町村内に住む児童が優先となるため、希望先に余裕がある場合のみ入所できます。

★入所後の変更について

家族構成、住所、勤務先、就労状況等に変更があった場合は、速やかに保育所等へ届け出てください。詳しくは次ページの表をご覧ください。

変更内容	必要な書類
転職により就労先が変わった	新しい勤務先の就労証明書
出産のため産休に入る、退職する	教育・保育給付認定変更申請書、母子手帳の名前と出産予定日が記載されているページの写し
育児休業を取得する	教育・保育給付認定変更申請書、就労証明書
退職して求職活動を行う	教育・保育給付認定変更申請書、求職活動申立書
住所が変わった	届出書
祖父母と同居、別居した	
障がいのある世帯員との別居や死亡、障がい認定の失効	
途中で退所する	
扶養する子の人数が2人以下になった場合	届出書（扶養から外れた家族の新しい健康保険証等）
離婚、再婚した（事実婚含む）	届出書（再婚した時は新たな同居家族の就労証明書等）
勤務先の雇用期間が更新された	雇用期間更新後の就労証明書
修正申告をした、市民税額が変わった	届出書、修正申告書又は税額決定（変更）通知書写し

※届出書、就労証明書の用紙は、各施設及び保育所担当窓口にあります。

※離婚、再婚などで保護者や世帯構成が変わる場合は、保育料も変わることがあります。

※上記の書類のほか、教育・保育給付認定の変更申請が必要となる場合があります。

★虚偽の申請や必要な届出をしなかった場合

家庭状況や就労状況について虚偽の内容で申し込んでいたり、退職などの必要な届出をしなかった場合は、即刻退所も含めて厳しく対処します。

また、確認のため、職場への聴き取りや現地確認などの調査をすることがあります。

★子どもが体調不良のとき

日中、保育所等で子どもの具合が悪くなったときは、早目に保護者に迎えに来てもらい病院を受診していただきます。

子どもが病気などで体力がなく、集団生活ができないと判断されるときは、回復するまで保育所等の登園を控えてもらうことがあります。感染症にかかったときも、他の園児への集団感染を防ぐために、しばらくの間、登園はご遠慮ください。

子どもの体の具合が悪いのにもかかわらず、保育所等に預けることは、子どもの命にかかわることですので、絶対に避けてください。

保育所等で1か月間に子どもにかかる費用は、0歳児15.5～21万円、1・2歳児9～14.5万円、3歳児3～9万円、4・5歳児3～8.5万円くらいです。

保育料で必要経費の全てを負担している訳ではなく、多くの税金が使用されています。

